



総務省

犯罪被害者等の利用も想定される 地方税制度について

総務省自治税務局

令和5年5月

犯罪被害者等の利用も想定される地方税制度について

地方税法における減免規定等

- 申告・納付期限の延長（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第20条の5の2）
- 個人住民税の軽減免除等
 - ・ 雑損控除（法第34条第1項第1号、第314条の2第1項第1号）
 - ・ 医療費控除（法第34条第1項第2号、第314条の2第1項第2号）
 - ・ 障害者控除（法第34条第1項第6号、第314条の2第1項第6号）
 - ・ 寡婦控除（法第34条第1項第8号、第314条の2第1項第8号）
 - ・ ひとり親控除（法第34条第1項第8号の2、第314条の2第1項第8号の2）
- 納税緩和措置
 - ・ 徴収の猶予（法第15条）
 - ・ 申請又は職権による換価の猶予（法第15条の5、第15条の6）
 - ・ 滞納処分の停止（法第15条の7）

(参考)犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)(抄)

(相談及び情報の提供等)

第11条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。